

新たな振興計画（素案）

<第3回 総合部会 調査審議箇所 抜粋版>



令和3年5月
沖縄県

(参考) 総合部会所掌事務

出典「沖縄県振興審議会部会における調査審議方針について」
(令和3年6月9日 沖縄県振興審議会 正副部会長合同会議申し合わせ)

- 1 基本方針
- 2 経済社会
- 3 財 政
- 4 土地利用
- 5 米軍基地問題
- 6 跡地利用
- 7 県民生活
- 8 その他

新たな振興計画（素案）

第1章 総説

1	計画策定の意義	1
	(1) 沖縄振興策の推進	
	(2) 日本経済発展への貢献 ー我が国とアジア諸国・地域を結ぶ拠点ー	
	(3) 海洋島しょ圏の特性を生かした海洋立国への貢献 ー海洋政策の拠点ー	
2	計画の性格	4
3	計画の期間	5
4	計画の目標	5

第2章 基本的課題

1	本県を取り巻く時代潮流	6
	(1) 世界の動向	
	(2) 我が国の動向	
2	地域特性	9
	(1) 歴史的・文化的特性	
	(2) 社会的特性	
	(3) 地理的特性	
	(4) 亜熱帯・海洋性の自然的特性	
3	基本的課題	12
	(1) 沖縄経済の重要課題	
	(2) 沖縄における新型コロナウイルス感染症拡大によって明確化した課題	
	(3) 沖縄におけるSDGs推進の優先課題	
	(4) 将来像実現に向けた課題と道筋	

第3章 基本方向

1	施策展開の基本的指針	23
2	施策展開の3つの枠組み	23

3 施策展開の基本方向	25
(1) 平和で生き生きと暮らせる「誰一人取り残すことない優しい社会」の実現	
(2) 世界とつながり、時代を切り拓く「強くしなやかな自立型経済」の構築	
(3) 人々を惹きつけ、ソフトパワーを具現化する「持続可能な海洋島しょ圏」の形成	
4 計画の展望値	27
(1) 社会に係る展望値	
(2) 経済に係る展望値	
(3) 環境に係る展望値	

第4章 基本施策

1 沖縄らしい自然と歴史、伝統、文化を大切にする島を目指して	29
(1) 世界に誇れる島しょ型環境モデル地域の形成	
(2) 自然環境の保全・再生・継承及び持続可能な利用	
(3) 持続可能な海洋共生社会の構築	
(4) 沖縄文化の保存・継承・創造と更なる発展	
(5) 悠久の歴史や伝統文化に育まれた魅力ある空間と風土の形成	
2 心豊かで、安全・安心に暮らせる島を目指して	52
(1) 子どもの貧困の解消に向けた総合的な支援の推進	
(2) 誰もが安心して子育てができる環境づくり	
(3) 健やかな暮らしと安心を支える充実した医療提供体制の確保	
(4) 高齢者・障害者等を支える福祉サービスとセーフティネットの充実	
(5) 多様性を尊重する共助・共創社会の実現	
(6) 安全・安心・快適に暮らせる生活基盤の充実・強化	
(7) 離島における安全・安心の確保と魅力ある生活環境の創出	
(8) あらゆるリスクに対応する安全・安心な島づくり	
(9) 米軍基地から派生する諸問題及び戦後処理問題の解決	
3 希望と活力にあふれる豊かな島を目指して	84
(1) 県民所得の着実な向上につながる企業の「稼ぐ力」の強化	
(2) 世界から選ばれる持続可能な観光地の形成と沖縄観光の変革	
(3) ResorTech Okinawa の推進による情報通信関連産業の高度化・高付加価値化	
(4) アジアのダイナミズムを取り込む国際物流拠点の形成と臨空・臨港型産業の集積	
(5) 科学技術イノベーションの創出と次世代を担う持続可能な産業の振興	
(6) 沖縄の優位性や潜在力を生かした新たな産業の創出	
(7) 亜熱帯海洋性気候を生かした持続可能な農林水産業の振興	
(8) 地域を支える第二次産業と県産品の振興	
(9) 希望と活力にあふれる「スポーツアイランド沖縄」の形成	

- (10) 島々の資源・魅力を生かし、潜在力を引き出す産業振興
- (11) 誰もが安心して働ける環境づくりと多様な人材の活躍促進
- (12) 自立型経済の構築に向けた社会基盤の高度化とネットワークの形成

4 世界に開かれた交流と共生の島を目指して149

- (1) アジア・太平洋地域の平和構築に貢献する地域協力外交の展開
- (2) 沖縄を結び目とするグローバルな交流ネットワークの形成
- (3) 世界の島しょ地域等との国際協力活動と国際的課題への貢献
- (4) 離島を核とする交流の活性化と関係人口の創出

5 多様な能力を發揮し、未来を拓く島を目指して157

- (1) 多様な学びの享受に向けた環境づくり
- (2) 「生きる力」を育む学校教育の充実
- (3) 多様な能力を育て、力強く未来を拓く人づくり
- (4) 人口減少に対応し、地域社会を支える人づくりと人材の確保
- (5) 新たな価値を創造し、産業を牽引する人づくりと人材の確保

第5章 克服すべき沖縄の固有課題

1 克服すべき沖縄の固有課題176

- (1) 基地問題の解決
- (2) 駐留軍用地跡地の有効利用による県土構造の再編
- (3) 離島の条件不利性克服と持続可能な島しょ地域の形成
- (4) 美ら島交通ネットワークの構築

2 固有課題克服のための行財政システムの強化・拡充及び政策金融の活用185

- (1) 沖縄振興特別措置法の活用
- (2) 跡地利用推進法の活用による円滑な跡地利用の推進
- (3) 地域に根ざした政策金融の活用
- (4) 安定的な自主財源等の確保

第6章 県土のグランドデザインと圏域別展開

1 県土全体の基本方向188

- (1) 県土の均衡ある発展と持続可能な県土づくり
- (2) 我が国の南の玄関口における臨空・臨港都市と新たな拠点の形成
- (3) 広大な海域の保全・活用

2 県土の広域的な方向性192

- (1) 県全体の持続可能な発展を牽引する中南部都市圏の形成
- (2) 県土の均衡ある発展を支える「東海岸サンライズベルト構想」の展開
- (3) 世界とつながる北部圏域、宮古・八重山圏域の持続可能な発展
- (4) 小・中規模離島や過疎地域等における持続可能な地域づくり
- (5) シームレスな交通体系の整備と鉄軌道を含む新たな公共交通システムの導入
- (6) 駐留軍用地跡地利用による県土構造の再編と持続可能な県土づくり

3 圏域別展開198

- (1) 北部圏域
- (2) 中部圏域
- (3) 南部圏域
- (4) 宮古圏域
- (5) 八重山圏域

第7章 計画の効果的な推進

1 沖縄振興特別措置法と本計画の関係238

2 計画の効果的な推進238

- (1) 実施計画等の策定
- (2) 計画の進捗管理と見直し

(巻末) 施策体系図239

1 活道路において交通安全施設等を重点的に整備・更新するとともに、最先
2 端の ICT を活用した高度道路交通システム (ITS) の整備等に取り組む。

- 3 □ 関係機関やボランティア等と連携した交通安全教育や交通安全活動を推
4 進するとともに、飲酒運転根絶を図るため、「沖縄県飲酒運転根絶条例」
5 に基づき、各季の交通安全運動における広報啓発や飲酒運転防止に向けた
6 県民大会の開催など、県民一体となった各種対策に取り組む。

7
8 **⑥ 水難事故対策の推進**

- 9 □ 県民や観光客のレジャー等による海・河川の利用については、水難事故発
10 生防止に向けた安全パトロールの推進など、水難事故の未然防止対策を強化
11 するほか、事故発生時の迅速な救助が可能となる体制の強化に取り組む。

12
13 **⑦ 消費生活安全対策の強化**

- 14 □ 複雑化かつ多様化する消費者トラブルについては、被害相談窓口の機能強
15 化、県民への啓発、消費者教育等に取り組むとともに、事業者に向けた不当
16 な取引行為に対する指導を強化し、未然防止と被害拡大の防止に取り組む。



18
19
20 **(9) 米軍基地から派生する諸問題及び戦後処理問題の解決**

- 21 □ 基地のない平和で豊かな沖縄をあるべき県土の姿としながら、引き続き米軍基
22 地の整理・縮小に向けた取組を進めるとともに、米軍基地から派生する事件・事
23 故、航空機騒音、環境問題等の諸問題について国の責任による解決促進を図り、
24 また、不発弾対策、所有者不明土地問題、戦没者遺骨収集、未買収道路用地問題
25 など、今もなお残された戦後処理問題を解決することで、地域社会への多大な影
26 響や住民の過重な負担を軽減し、県民生活の安全・安心の確保を目指す。

- 27 □ 米軍基地から派生する諸問題の解決、日米地位協定の抜本的見直し等につい
28 て、関係機関と連携し国民的議論を喚起しつつ、日米両政府へ強く求めるとと
29 もに、今なお残る戦後処理問題を含め、国の責任において早期の解決を図るた
30 め、法制上の措置及び財政措置を実施するなど国による取組の強化を促進する
31 ことが課題である。

- 32 □ このため、米軍基地から派生する諸問題の解決に向けた対応及び残された戦
33 後処理問題の解決に取り組む。

1 **ア 米軍基地から派生する諸問題の解決に向けた対応**

2 □ 米軍基地から派生する諸問題を解決するため、次に掲げる施策を推進する。

3

4 **① 米軍基地から派生する事件・事故の防止**

5 □ 米軍人・軍属等による事件等については、事件・事故の未然防止に向け
6 た抜本的な対策を講じるよう日米両政府に求める。

7 □ より一層の綱紀粛正及び教育の徹底をはじめとする実効性のある再発防
8 止対策等について日米両政府に求める。

9 □ 米軍の演習に伴う事故等については、実効性のある防止策の徹底、事件
10 ・事故発生時の適切かつ速やかな情報共有や基地内への立入り等の確保を
11 日米両政府に求める。

12

13 **② 米軍基地の運用に伴う航空機騒音等の問題への対応**

14 □ 国に対し、米軍基地周辺の航空機騒音等測定調査の実施・拡充、及び県
15 や市町村が調査を実施した場合の財政措置を求める。

16 □ 米軍等関係機関に対し、「嘉手納飛行場及び普天間飛行場における航空
17 機騒音規制措置」の厳格な運用を求める。

18 □ 関係市町村と連携した航空機騒音の測定・監視調査を継続し、調査結果
19 に基づき、米軍等関係機関に対し航空機騒音の軽減を求める。

20 □ 国に対し、航空機騒音の軽減と併せ、住宅防音工事対象区域の拡大や区
21 域指定告示後に建築された住宅への適用拡大など、防音対策の強化・拡充
22 を求める。

23

24 **③ 米軍活動に起因する環境汚染への対応**

25 □ 普天間飛行場及び嘉手納飛行場周辺の河川や湧水で高濃度の有機フッ素化
26 合物が検出されており、両飛行場が汚染源である蓋然性が高いことから原因
27 の究明に努めるとともに、国に対して必要な調査と対策の実施を求める。

28 □ 米軍施設における水質、大気質、土壌質、環境汚染の測定・監視等を継続
29 し、調査結果に基づき、米軍等関係機関に対し環境汚染の防止対策を求める。

30 □ 米軍活動に起因する環境汚染の防止を徹底するため、県及び市町村が必
31 要と認める場合は米軍施設内での排水調査等が実施できるよう米軍等関係
32 機関に対し改善を求める。

33 □ 米軍活動に起因して環境に影響を及ぼす可能性がある事象が確認され、ま

1 たは事故が発生した場合は、国による環境調査や汚染の除去を求めるととも
2 に、県及び市町村が環境調査・対策を実施した場合の財政措置を求める。

3
4 **④ 国民的議論を喚起するための取組の推進**

5 □ 全国知事会や渉外関係主要都道府県知事連絡協議会（渉外知事会）等と
6 連携し、日米地位協定の見直しを日米両政府に求めるとともに、国民的議
7 論の喚起に取り組む。

8 □ 本県の米軍基地問題に関する国内外の民間有識者等による知的対話の場
9 を設け、新たな視点での議論の促進に取り組む。

10 □ 本県の米軍基地問題に関する国民一人ひとりの認知度を高め、理解を得
11 るため、シンポジウムの実施やパンフレットの配布のほか、インターネット
12 トや SNS を活用した情報発信に取り組む。

13
14 **イ 残された戦後処理問題の解決**

15 □ 戦後75年余が経過した今日において、なお残された諸問題を解決し、県民
16 の安全・安心と豊かな財産を確保するため、問題解決と取組の加速化に向け
17 た次に掲げる施策を推進する。

18
19 **① 不発弾処理対策の加速化**

20 □ 公共工事をはじめとする各種工事や住民等から受け付けた原野や畑の不
21 発弾探査・発掘・処理に取り組む。

22 □ 特に、事故の危険性の高い住宅建築の際の探査を推進するため、探査の
23 必要性や不発弾の危険性について住民への更なる周知に取り組む。

24 □ 不発弾処理の早期処理や一時保管庫の管理等について、積極的な対策を
25 講じるよう国に求める。

26
27 **② 所有者不明土地問題の抜本的解決**

28 □ 所有者不明土地問題の解決に向けては、国による測量調査や所有者探索
29 調査の結果を踏まえ、土地の無断占用や使用による返還の際の支障除去に
30 向け、真の所有者等に返還するまでの間の適正管理に取り組むとともに、
31 国に対し、所有者探索調査が尽くされていない土地についての調査の継続
32 を求める。

33 □ 所有者不明土地に関連する法律について調査研究を進めるとともに、国

1 や市町村と意見交換を行うなど連携し、これら関連法の適用による抜本的
2 解決の実現に向けて取り組む。

3 □ これらの土地のすべてが県民の貴重な財産として有効活用が図られるよ
4 う、国に対し抜本的解決に向けた法制上の措置及び財政措置の取組を加速
5 するよう強く求める。

6

7 ③ 戦没者遺骨収集の取組強化

8 □ 戦没者遺骨収集情報センターを拠点とした遺骨に関する情報収集と調査
9 分析を通して、遺骨収集活動の取組強化を図る。

10 □ 遺骨収集活動の若い担い手への継承を支援し、遺骨収集の加速化に取り組む。

11 □ 大規模な戦争壕跡の遺骨収集など、遺骨所在の現地調査も含めて国によ
12 る遺骨収集活動を求める。

13

14 ④ 未買収道路用地問題への対応

15 □ 戦争中及び戦後において、日本軍、米軍又は当時の行政庁による道路新
16 設又は改築工事の際に土地の所有権を取得することなく道路敷地に編入さ
17 れ、現在においても未買収のままとなっている道路潰れ地については、所
18 有者・筆界の特定及び用地取得が講じられるよう、関係機関と連携を図り
19 ながら効果的な対応を進める。

20

21

22 3 希望と活力にあふれる豊かな島を目指して

23

24



25 (1) 県民所得の着実な向上につながる企業の「稼ぐ力」の強化

26 □ 多くの企業や人材、投資家等が集積する大都市圏から遠く離れ、県外とのビ
27 ジネス交流に不利な本県において、イノベーション型経済への移行を促すため
28 には、より積極的・戦略的な施策展開が求められる。そのため、イノベーショ
29 ンを促す規制緩和や投資の促進、技術者や起業家教育の拡充、女性の活躍の促
30 進など、様々な角度から取組を進める必要がある。

31 □ 我が国においては、「経済財政運営と改革の基本方針2019」（令和元年6月）
32 において、「Society5.0の実現は、経済社会の構造改革そのものであり、第4
33 次産業革命の先端技術を社会実装し、より高度な経済、より便利で豊かな生活

第5章 克服すべき沖縄の固有課題

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32

- 本県は、歴史的・地理的・自然的・社会的に他の都道府県にはない特殊事情を抱えている。これら4つの特殊事情から派生する固有課題の存在により、本県が有する優位性や潜在力は十分に発現できていない状況にある。
- こうした状況を乗り越え、「沖縄21世紀ビジョン」で掲げる将来像を実現するには、本県の不断の努力に加え、国の責務として、米軍基地問題の解決、駐留軍用地跡地の有効利用、離島振興など、本県の固有課題と条件不利性の克服に対する有効かつ適切な措置が講じられる必要がある。
- 本県の発展可能性を顕在化させることは、東アジアの中心に位置する本県がフロンティアとして我が国の経済成長に寄与するだけでなく、アジア・太平洋地域の平和と発展を支える日本の役割に新たな活路を拓くものである。

1 克服すべき沖縄の固有課題

(1) 基地問題の解決

- 先の大戦での激しい戦闘の末、沖縄を占領した米軍は、住民を収容所に強制隔離し、土地の強制接収を行い、次々と新しい基地を建設していった。
- 戦後の米軍統治下においても、昭和25年の朝鮮戦争の勃発など極東における国際情勢の変化に伴い新しい基地が必要になると、「銃剣とブルドーザー」で住民を追い出し、新たな基地を建設していった。
- 日本本土においては、事件・事故等を背景とした米軍基地に反対する住民運動が各地で起きた結果、米軍基地の整理縮小が実施され、本県への海兵隊の移駐が進み、それが今日の沖縄の海兵隊を形成したとされている。
このような経緯から本県には広大な米軍基地が形成された。
- 昭和47年の本土復帰後も、本県には多くの米軍基地が日米安全保障条約に基づく提供施設・区域として引き継がれ、現在もなお、国土面積の0.6%に過ぎない狭あいな本県に、全国に所在する米軍専用施設・区域面積の約7割が集中している。
- また、沖縄近海には、27か所の水域と20か所の空域が米軍の訓練区域として設定されるなど、陸域だけでなく、水域及び空域においても使用が制限されている。

1 ア 解決の意義

2 □ 本県の米軍基地負担は、日本の外交・安全保障の重要事項として国民全体
3 に関わる課題であり、国全体で基地の負担を分かち合うという原点に立ち返
4 り、全国的な視点から解決を図る必要がある。

5 □ 本県の米軍基地の機能や必要性、負担のあり方等については、これまで国
6 民的議論が十分になされてきたとはいえ、広範な論議が必要である。

7 □ 県土の枢要部分を占有する広大な米軍基地や訓練水域・空域の存在は、本県
8 の振興を進める上で大きな障害となっていることや、米軍人等による様々な事
9 件・事故や深刻な環境問題等が、県民生活に多大な負の影響を与えていること
10 から、基地の提供責任者である国において適切に解決される必要がある。

11 □ 本県の基地問題解決の必要性についてより広い国民的理解を促し、広大な
12 米軍基地の整理・縮小を推進するとともに、基地に起因する様々な問題を解
13 決することで、県民が望む、平和で豊かなあるべき沖縄の姿を実現すること
14 ができる。

15 ここに固有課題解決の意義がある。

16 イ 解決の方向性

17 □ 日米両政府に対し、沖縄に関する特別行動委員会（SACO）最終報告、
18 再編実施のための日米ロードマップ、再編に基づく統合計画を確実に実施す
19 るなど、米軍基地の整理・縮小と在沖米軍人等の削減を求める。

20 □ ただし、普天間飛行場については、一日も早い危険性の除去及び早期閉鎖
21 ・返還を実現するため、改めて県外・国外移設を追求し、同飛行場の速やか
22 な運用停止及び固定化を避ける方策を検討する必要がある。

23 □ 在沖米軍の県外・国外への分散移転・ローテーション配備による訓練移転
24 や更なる本県基地負担軽減策の検討のため、日米両政府に沖縄県を加えた新
25 たな協議の場の設置等が必要である。

26 □ 米軍基地の整理・縮小に伴う移設に当たっては、国の責任において移設先
27 における諸問題の解決や基地負担の軽減に適切に取り組む必要がある。

28 □ 県民の「安全・安心」を確保するため、日米両政府に対し米軍基地から派
29 生する事件・事故、航空機騒音、環境問題等の諸問題の解決を求める。

30 □ 日米地位協定について、他国の事例も踏まえながら、国内法の適用など抜
31 本的な見直しを日米両政府に求める。
32

1 □ 沖縄近海の広大な訓練水域・空域は、外来機が訓練を目的として飛来する
2 要因の一つとなっているほか、漁場を制限し、また漁場間の移動を大きく制
3 約するものとなっていることから、これらの整理・縮小を求める。

4 □ 本県における米軍基地問題や日米地位協定の課題などについて全国知事会等
5 と連携し、積極的な問題提起を行い、国民的理解を促すことにより、本県の過
6 重な基地負担の軽減につなげる。

7

8 (2) 駐留軍用地跡地の有効利用による県土構造の再編

9 ア 解決の意義

10 □ 本県では、終戦から本土復帰までの27年に及ぶ米軍施政権下において広大
11 な米軍基地が形成され、今なお本県の振興を進める上で大きな制約となっ
12 ている。とりわけ、市街地が間断なく連なる一つの都市圏を形成する中部圏域
13 及び南部圏域(以下、「中南部都市圏」)においては、市街地を分断する形で
14 広大な米軍基地が存在しており、長期にわたり望ましい都市形成や交通体系、
15 産業基盤の整備など地域の振興開発を図る上で大きな制約となっている。

16 □ また、北部地域においても、山林地域を中心に東西を分断する形で米軍施
17 設・区域に供され、その大部分は演習場として利用されており、交通体系整
18 備や地域の振興開発を図る上で大きな制約となっている。

19 □ 本県においては、これまで16,000ha余りの駐留軍用地が返還され、様々な
20 跡地利用がなされてきた。那覇新都心地区、小禄金城地区及び桑江・北前地
21 区といった既返還跡地における経済活動の直接的経済効果は、基地返還前と
22 比べて極めて高く、米軍基地の存在は本県の経済発展にとって大きな制約と
23 なっている。

24 □ 一方、返還後の駐留軍用地の跡地は、今後の本県の振興・発展において大き
25 な可能性を持つ空間であり、新たなビジネスの拠点となり得る。都市の開発整
26 備や交通インフラの体系的な整備など、長きにわたる米軍基地の存在により歪
27 んだ都市構造を再編する好機であり、圏域の枠を超えた広域的な観点から総合
28 調整を行い、潜在する多様な発展可能性を最大限に引き出す必要がある。

29 □ さらに、沖縄戦や戦後の急激な都市開発により失われた各地域の文化財や
30 美しい風景・景観の復元、水・緑・生態系の保全回復を図り、自然環境や歴
31 史的風土等の保全・再生においても貴重な空間となる。

32 □ これらは、日米安全保障条約に基づき、長年にわたり基地を提供してきた
33 国の責任のもと、適切な措置等が確保ないし実施され、本県の自立的な発展
34 につながるものとならなければならない。

- 1 □ 駐留軍用地跡地の有効利用と県土構造の再編により、世界に誇れる沖縄ら
2 しい風景の再生や景観の創出、新たな都市空間の形成、平和・共生を理念と
3 し、環境に配慮した持続可能な沖縄の発展につなげることができる。
4 ここに固有課題解決の意義がある。

5

6 イ 解決の方向性

- 7 □ 平成24年4月に施行された「沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適
8 切な利用の推進に関する特別措置法」(以下、「跡地利用推進法」)第3条(基
9 本理念)では、駐留軍用地の「返還を機とする沖縄県の発展が我が国の発展
10 に寄与するものであること」、国は、「国の責任を踏まえ、駐留軍用地跡地の
11 有効かつ適切な利用を主体的に推進しなければならない」等が明記された。
- 12 □ この基本理念の下、国及び関係市町村との密接な連携により、跡地整備を
13 円滑かつ確実に進めていく。
- 14 □ 県及び関係市町村においては、跡地利用推進法に基づき、返還前からの基
15 地内立入による文化財調査、自然環境調査等の実施や地権者との合意形成を
16 図るなど跡地利用計画の早期策定に取り組むとともに、駐留軍用地内の土地
17 を先行取得し公有地の拡大を図っていく。
- 18 □ 返還された駐留軍用地については、地権者等に土地が引き渡される前に区
19 域の全部について、国の責任において土壌汚染、水質汚濁、不発弾、廃棄物
20 等の支障除去措置が徹底して行われる必要がある。
- 21 仮に、地権者等に土地が引き渡された後に、廃棄物等が確認された場合に
22 においても、同様に、国の責任において支障除去措置が徹底して行われる必要
23 がある。
- 24 □ 基地の集中により歪められた県土構造の再編は、解決・改善を図るべき不
25 可欠の課題であり、国による一層の諸条件の整備と財政措置が必要となる。
- 26 □ 跡地を活用した骨格的な道路網の整備や鉄軌道を含む新たな公共交通シス
27 テムの導入、大規模公園の整備や国際的な交流・貢献拠点の核となる高次都
28 市機能の導入等について、国家プロジェクトとして国に求め、我が国全体あ
29 るいはアジアや世界においても際立つ最先端のプロジェクトを推進する受け
30 皿を創出する。
- 31 □ 広大な面積を有する一団の土地が、市街地が広がる中南部都市圏において沖
32 縄の未来の振興・発展のために利用可能となる。広域的かつ総合的なビジョン
33 の下、県土構造の再編につながる戦略的な跡地利用を推進し、本県全体ひいて

1 は我が国の未来を牽引する新しい都市づくりに向け、駐留軍用地跡地の有効利
2 用を具体化していく。

3

4 **ウ 駐留軍用地跡地の有効利用**

5 □ 平成18年5月の日米安全保障協議委員会（以下、「SCC」）において、嘉手
6 納飛行場より南の6施設・区域（約1,000ha）の大規模な駐留軍用地の返還
7 が合意された。

8 □ SCC 合意を実現するために日米両政府が作成した「沖縄における在日米
9 軍施設・区域に関する統合計画」（平成25年4月）に基づき、今後、①キャ
10 ンプ桑江、②陸軍貯油施設第1桑江タンク・ファーム、③キャンプ瑞慶覧の
11 一部、④普天間飛行場、⑤牧港補給地区、⑥那覇港湾施設の大規模な在日米
12 軍施設・区域が返還される。

13 □ 一方で、既に返還された駐留軍用地跡地利用については、有効かつ適切な
14 利用を推進し、県内各圏域の多様な機能との相互の連携により、本県の均衡
15 ある発展につなげていく必要がある。

16 駐留軍用地の返還後、速やかに事業着手するために、県及び関係市町村に
17 おいては、返還前からの駐留軍用地の立入りによる文化財調査、自然環境調
18 査等を実施して跡地利用計画を策定するとともに、事業に対する地権者等の
19 合意形成を早期に図ることが重要である。

20

21 **（嘉手納飛行場より南の大規模駐留軍用地跡地の有効利用）**

22 □ 中南部都市圏の駐留軍用地跡地全体における土地利用の基本方針は、広
23 域的かつ総合的な視点を踏まえ、以下のとおりとする。

24 ① 中南部都市圏において総量が特に不足している「公園・緑地」の確保
25 に努める。

26 ② 今後の沖縄経済を牽引していく新たな成長産業や機能創出の空間とし
27 て活用を図る。

28 ③ 中南部都市圏の人口や住宅需給量の将来見通しを踏まえ、各跡地利用
29 計画の内容に留意し、住宅地や商業地、その他の公共用地の確保を図る。

30 □ この土地利用の基本方針の下、各跡地が固有に持つ特性や跡地間の役割
31 分担を考慮し、効果的な跡地利用を目指す。

32 □ 具体的には、沖縄戦や戦後の急激な都市開発で緑地の多くが失われてい
33 ることから、基地跡地に残された緑地を保全するとともに、新たな緑地を
34 創出し、つないでいくことで、広域的な緑地ネットワークの形成を目指す。

- 1 □ 本県の自立的経済発展を担うべく、重要なリーディング産業や機能の立
 2 地・集積を促進し、国内外からの進出を誘因するのに適した、国際競争力
 3 を持った戦略的な受け皿空間の創設を図る。
- 4 □ 緑は自然保護のシンボルであり、持続可能な社会をつくる礎でもある。
 5 □ まちづくりに当たっては、緑地環境の保全・創出、景観の形成、自然・
 6 文化の再生等に努めることで、沖縄らしい景観・風景を次世代に引き継ぎ、
 7 時間とともに価値が高まる「価値創造型のまちづくり」を推進する。
- 8 □ また、本県の自立的経済発展を担うべく、重要なリーディング産業や機
 9 能の立地・集積を促進し、国内外からの進出を誘因するのに適した、国際
 10 競争力を持った戦略的な受け皿空間の創設を図る。
- 11 □ 今後返還が予定される普天間飛行場の跡地（約476ha）については、平
 12 和希求のシンボル及び防災拠点機能を備える国営大規模公園の整備を国に
 13 求めるとともに、体系的な幹線道路網の整備、鉄軌道を含む新たな公共交
 14 通システムの導入など、総合的かつ計画的に魅力あるまちづくりを進める。
 15 持続可能な観光に向けた新しい資産の形成や防災、環境保全など持続可
 16 能な都市づくりの重点プロジェクトとして、多元的な価値を付与すること
 17 や体系的な幹線道路網の整備、鉄軌道を含む新たな公共交通システムの導
 18 入等も含め、県土構造の再編を視野に入れた総合的かつ効率的な有効活用
 19 を図る。
- 20 □ 今後返還が予定されるキャンプ瑞慶覧の跡地については、中部横断道路
 21 （仮称）等の骨格的な道路網の整備や新たな公共交通システム、住宅、商
 22 業・業務等の多様な機能の導入を検討する。
- 23 □ 今後返還が予定されるキャンプ桑江の跡地及び陸軍貯油施設第一桑江タ
 24 ンク・ファームの跡地については、緑豊かな住宅地や生活関連施設、行政
 25 サービス施設等の整備を進めるとともに地域商業等の活性化を図り、職住
 26 近接のまちづくりを進める。
- 27 □ 今後返還が予定される那覇港湾施設の跡地（約56ha）については、国及
 28 び那覇市と連携し、那覇空港及び那覇港を生かした臨空・臨港型産業の集
 29 積や周辺のスポーツ施設等を生かしたスポーツコンベンションの推進な
 30 ど、ウォーターフロントとしての優位性が発揮されるよう幅広い利用の検
 31 討を進める。
- 32 □ 返還が予定される牧港補給地区の跡地については、県都那覇市に隣接し、
 33 約268haの広大な面積を有しており、その開発のあり方が本県の発展に大

1 きく影響することから、国及び浦添市と連携し、浦添市西海岸と牧港補給
2 地区の一体的開発に向けた計画的な整備を進める。

3

4 (既に返還された駐留軍用地跡地の有効利用)

5 □ 平成27年3月に返還された西普天間住宅地区跡地(約51ha)については、
6 国など関係機関と連携し、琉球大学医学部及び同大学病院の移設を核とし
7 た「沖縄健康医療拠点」の形成に取り組む。

8 □ 北部訓練場の跡地においては、国や村、関係団体と連携し、世界自然遺産
9 にふさわしい自然環境の適切な保全や森林地域の保全・整備に取り組み、安
10 波訓練場の跡地と併せて、やんばるの森の資源を生かした活用を図る。

11 □ 上本部飛行場跡地については、海にも山にも近い自然環境を生かし、農
12 業と観光が連携した地域振興につながる跡地利用を図る。

13 □ ギンバル訓練場跡地においては、「健康と癒やし」をテーマにスポーツ
14 ・リハビリ拠点の形成を図るとともに、スポーツ施設や地域医療施設等を
15 活用したスポーツ・医療ツーリズム等の取組を推進する。

16 □ 恩納通信所の跡地については、自然と歴史が調和した活気あふれる観光
17 交流拠点の形成を促進する。

18 □ 読谷補助飛行場、楚辺通信所及び瀬名波通信施設の駐留軍用地跡地につ
19 いては、引き続き公共施設整備や土地改良事業等を促進し、個性豊かな田
20 園都市空間の形成を図る。

21

22 (3) 離島の条件不利性克服と持続可能な島しょ地域の形成

23 ア 解決の意義

24 □ 本県は、東西約1,000km、南北約400kmに及ぶ広大な海域に多数の島々が散
25 在し、37の有人離島を有する我が国唯一の島しょ県である。本県の離島地域
26 の市町村数は全国上位、かつ小規模な自治体が多く、人口1,000人未満の小
27 規模離島が数多く存在している。

28 □ 離島が抱える遠隔性、散在性、狭小性等の条件不利性により、市場規模の
29 不経済性、高コスト構造、リスクへの脆弱性を抱えている。生活や経済活動
30 に係る諸条件は厳しく、各市町村の財政基盤も脆弱である。

31 □ 離島地域の人口動態は、各島が置かれている条件や状況による相違が見ら
32 れるものの、特に小・中規模離島における人口減少は、地域を支える担い手
33 の確保や有人離島としての存続自体が危ぶまれるなど、深刻な状況にある。

1 **(2) 跡地利用推進法の活用による円滑な跡地利用の推進**

2 □ 平成24年4月に施行された跡地利用推進法では、基本理念として、国は国の
3 責任を踏まえ跡地利用を主体的に推進することが明記されたほか、支障除去措
4 置の拡充、立入りのあっせんに係る国の義務、駐留軍用地内の土地の先行取得
5 制度、給付金制度の拡充等が定められた。

6 □ 平成27年3月に返還された西普天間住宅地区跡地においては、同法に基づき、
7 本県の自立的な発展等の拠点となる「拠点返還地」として国の指定を受け、「沖
8 縄健康医療拠点」の形成に向けた取り組みが進められている。

9 □ 一方、嘉手納飛行場より南の大規模な駐留軍用地の返還が本格化するの
10 はこちらであり、跡地利用計画策定に向けて、返還前の早い段階からの立入調査
11 や土地の先行取得及び徹底した支障除去措置など跡地利用推進法に基づく取
12 り組みを着実に進めるとともに、新たに生じた課題についても適切に対応してい
13 くことが一層重要になる。

14
15 **(3) 地域に根ざした政策金融の活用**

16 □ 「沖縄21世紀ビジョン」の実現のためには、沖縄振興特別措置法に規定す
17 る各種特別措置と民間投資を促進する政策金融が車の両輪として、また本県の
18 可能性を顕在化させるために必要不可欠である。このことから、本県のみを対
19 象とする唯一の政策金融機関である沖縄振興開発金融公庫（以下、「沖縄公庫」）
20 の存在は重要である。

21 □ 沖縄公庫においては、駐留軍用地跡地の利用や離島の定住条件の整備など
22 全国一律の枠組みでは対応が困難な固有課題への取組に加え、産業基盤整備、
23 リーディング産業支援、中小企業等の振興、新たな産業の創出、子どもの貧
24 困対策、セーフティネット機能の発揮など沖縄振興策と一体となった円滑な
25 資金供給が求められる。また、沖縄経済の成長を支える資本性資金（出資等）
26 の供給拡大に向けて、沖縄公庫の出資機能の向上等による新たな金融支援の
27 取組や民間ファンド等との更なる連携が期待されている。

28 □ 加えて、持続可能なまちづくりに向けたアドバイスやPPP／PFIの導入など
29 自治体支援も強化されており、沖縄公庫の政策金融ノウハウやネットワークを
30 生かしたコンサルティング機能は、地域振興における重要性が増している。こ
31 のため、本県の地域事情に精通し、政策金融を一元的・総合的に行う沖縄公庫
32 については、現行の組織及び機能の維持存続を図った上で、各種金融支援制度
33 の整備やその活用促進など沖縄県や民間金融等と協調・連携した一層の役割発
34 揮が期待される。

第6章 県土のグランドデザインと圏域別展開

□ 本章では、県土全体及び圏域の枠を超えた広域的な基本方向を示した後、圏域別に施策展開の基本方向を示す。

□ 圏域の区分については、本県の人口・産業の集積など社会的条件や地理的条件を総合的に勘案して、北部圏域、中部圏域、南部圏域、宮古圏域、八重山圏域の5圏域とする。

□ 環境を保全し、持続可能な発展により生活の質を向上させ、DXに向けた時間と空間を超えるICT化を推進することにより、我が国の新たな拠点「安全・安心で幸福が実感できる島」としての沖縄を目指し、東京一極集中に歯止めをかけ、均衡ある国土に寄与する視点も重要である。新たな拠点都市の形成は、県内各圏域における情報通信基盤等の社会資本、産業振興、生活の質のバランスの取れた均衡ある県土によって実現できる。

□ 様々な地域特性を優位性へと転化し、本県発展の潜在力を最大限に引き出す県土構造を構築し、均衡ある発展を推進する。我が国が平成20年から人口減少局面に転じた中、アジアに近い本県は「フロンティア」と位置付けられ、潜在可能性が評価されている。均衡ある国土の視点からも、潜在力を顕在化する均衡ある県土づくりを推進する必要がある。

1 県土全体の基本方向

(1) 県土の均衡ある発展と持続可能な県土づくり

□ 県土は、現在及び将来における県民のための限られた資源であり、生活及び生産に通ずる諸活動の基盤であるとの基本認識に立って、保全とその適正な利用に努め、次の世代の県民に引き継いでいかななければならない。

□ 各地域は、その特性に応じて固有の課題や発展可能性を有しており、その価値や活力が増大するような地域ぐるみの取組とともに、各地域が相互に連携・交流し、補完しあいながら、多彩かつ多様な地域特性が調和する魅力的な県土づくりを進めることが、本県の更なる発展を図る上で重要となる。

□ また、グローバル化の進展や社会情勢の変化に伴い、離島の国際線就航など、県都那覇を中心とした交通体系や都市構造に変化が生じていること等も踏まえ、地域の個性や多様性を生かした力強い地域圏を形成するとともに、圏域間の連携を強化し、県土の均衡ある発展と持続可能な県土づくりに取り組む。

- 1 □ 無秩序な開発が広がることで、本来守るべき自然資源や歴史資源が失われる
 2 ことがないよう、自然環境の保全や伝統・文化の継承と経済振興の均衡のとれた
 3 県土づくりに取り組む。
- 4 □ 本県のソフトパワーの源泉である自然環境や歴史・伝統文化と調和する沖縄ら
 5 しい風景づくりを進めるとともに、首里城跡をはじめとする「琉球王国のグスク
 6 及び関連遺産群」など世界遺産の価値を更に高める取組を推進する。
- 7 □ 「誰一人として取り残さない社会」を目指すための SDGs やポストコロナに
 8 おける「新しい生活様式／ニューノーマル」に対応し、DX の推進や人口減少
 9 ・超高齢化社会をも見据えた多様性と包摂性のある持続可能な県土づくりに取
 10 り組む。
- 11 □ ヒト・モノ・カネ・情報が地域間相互に交わる対流促進型の県土構造に向け
 12 たネットワーク強化を図るとともに、交通渋滞緩和や定住条件の整備など都市
 13 や地域が抱える社会課題の解決に向けて ICT 等のデジタル技術を活用した未
 14 来志向型の県土づくりを推進する。
- 15 □ 県土の均衡ある持続可能な発展に向け、北部振興や離島振興、さらに本島東
 16 海岸地域の活性化・発展を推進するとともに、今後返還が予定される大規模な
 17 駐留軍用地跡地利用を県全体の振興発展につなげる。
- 18 □ 地震、台風、集中豪雨や感染症など、強大化する自然災害や様々なりスク等に
 19 対する危機管理体制の強化、ソフト・ハード両面からの防災・減災対策の強化を
 20 進め、災害に強い強靱な県土づくりに取り組む。
- 21 □ 「沖縄 21 世紀ビジョン」が掲げる「みんなで創る みんなの美ら島 未来
 22 の沖縄」を基本方向に、県民、NPO、企業など多様な主体の創意工夫に富ん
 23 だ活動を促進するとともに、国、市町村、県民等との連携・協働による持続可
 24 能な県土づくりを進める。

25
 26 **(2) 我が国の南の玄関口における臨空・臨港都市と新たな拠点の形成**

- 27 □ 人口減少社会の到来など国内外の社会経済情勢が大きく変動する中、我が国
 28 の南の玄関口に位置する本県は、アジア・太平洋地域の結節点として大きな潜
 29 在力と独自の発展可能性を有しており、本県の潜在力を存分に引き出すことが、
 30 日本経済発展の原動力にもなり得る。
- 31 □ 国が提起する「東京一極集中型から多核連携型の国づくりへの転換」等の方針
 32 を踏まえ、活力ある日本社会と均衡ある国土の形成に資する我が国の新たな拠点
 33 「安全・安心で幸福が実感できるの島」の形成を県土全域において形成する。

- 1 □ 世界に開かれた我が国の南の玄関口として、世界水準の拠点空港化及び国際流
2 通港湾機能の強化と航空路・航路ネットワークの拡充など、那覇空港や那覇港を
3 核に、アジアのダイナミズムを取り込む臨空・臨港都市の形成を推進する。
- 4 □ 那覇空港・那覇港を中心とする南部西海岸地域については、今後とも空、
5 海、陸の交通拠点として、また沖縄経済の中心地として今後も大きな発展が
6 見込まれる。
- 7 □ 北部圏域の玄関口として国際旅客船拠点形成港湾に指定された本部港におい
8 ては、人流・物流の港湾機能の強化を図るとともに、中城湾港においては、産
9 業支援港の機能強化、クルーズ船やスーパーヨットに対応できる港湾機能の強
10 化等を図る。また、那覇港も含め、各圏域の拠点となる港湾の機能分担及び有
11 機的連携を推進し、県内港湾サービスの総合的な価値向上を実現する官民の組
12 織・連携体制の整備を図る。
- 13 □ 下地島空港、新石垣空港や平良港、石垣港においては、アジアの都市との国
14 際航空路線の就航やクルーズ船、スーパーヨットが寄港しており、離島地域の
15 魅力を生かし、世界と直接つながる国際的な離島にふさわしい受入環境の拡充
16 ・強化を推進する。
- 17 □ 「安全・安心で幸福が実感できる島」の形成を目指し、ポストコロナを踏ま
18 えた感染拡大防止と経済活動の両立を図るため、空港・港湾において、国、市
19 町村、航空会社、船社等と連携した水際対策の強化及び周辺環境の整備等を推
20 進する。
- 21 □ 国境離島を結び目とする地域間交流の促進とネットワークの構築は、アジア諸
22 国・地域との発展的交流を目指す本県の重要課題に位置づけられる。国境離島に
23 ついて、国境地域間の交流促進と安全管理体制・機能の確保を前提に、国際航路
24 ・航空路の整備・拡充、出入国管理や検疫体制等の強化を図る必要がある。
- 25 □ 日本人、外国人起業の規制緩和など県全体及び離島エリアを実証実験の場、
26 テストベッド・アイランドとして、国家戦略特区制度の積極的な活用等をはじ
27 め、効果的な規制改革を積極的に推進していく必要がある。民間の経済活動の
28 活発化を促す環境整備を行うための制度の拡充や創設により、都市開発に民間
29 投資を呼び込むとともに、新たなビジネスやイノベーションの創出等を促進す
30 ることも重要である。

31

32 (3) 広大な海域の保全・活用

- 33 □ 本県の周辺に広がる海域は、熱帯海域で黒潮の本流に近く、多様性に富むサ

1 **2 県土の広域的な方向性**

2 **(1) 県全体の持続可能な発展を牽引する中南部都市圏の形成**

- 3 □ 中南部圏域は県人口の約8割を占め、都市機能や産業拠点の集積とともに一
4 体の経済圏及び生活圏が形成されており、全国の政令指定都市と同程度の面積、
5 人口を有している。
- 6 □ 我が国の南の玄関口として、世界水準の拠点空港化及び国際流通港湾機能の
7 強化と航空路・航路ネットワークの拡充に取り組み、アジアのダイナミズムを
8 取り込む臨空・臨港都市の形成を図るなど、アジアの主要都市に比肩する都市
9 圏の形成を目指す。
- 10 □ 西海岸地域においては、魅力と個性、国際性を備えた高度な都市機能を有す
11 るまちづくりや世界水準の都市型オーシャンフロント・リゾート等の形成を図
12 るとともに、今後、返還が見込まれる大規模な駐留軍用地の跡地利用と周辺市
13 街地との一体的な開発整備に取り組む。
- 14 □ 東海岸地域においては、良好な住環境の形成、歴史・自然資源と産業・観光
15 振興が調和する土地利用を図るとともに、スポーツコンベンション拠点、マリ
16 ンタウン MICE エリア、IT イノベーション拠点、中城湾港における新たな価値
17 を創造するサンライズポート等の形成、世界文化遺産をはじめとする沖縄の聖
18 地と歴史を結ぶ新たなまちづくりなど、賑わいの連鎖と魅力ある地域づくりを
19 通じた活性化を推進する。
- 20 □ 南部地域においては、那覇空港からのアクセス向上に伴う発展と成長可能性
21 を踏まえ、新たな物流拠点や観光拠点の形成、商業機能の集積を図るとともに、
22 戦跡として唯一の国立公園である沖縄戦跡国立公園を中心に、世界の恒久平和
23 の構築に寄与する平和発信地域を形成する。
- 24 □ 自然資源や歴史資源等の保全を図り、観光振興や産業振興等に資する土地利
25 用を広域的かつ計画的に展開していくため、中南部都市圏を一体の都市として
26 捉え、駐留軍用地の返還も見据えた都市計画区域の再編を視野に入れた取組を
27 進める。
- 28 □ 人口減少・超高齢社会の進行やポストコロナにおけるライフスタイルの変化
29 等を見据えつつ、中南部圏域を構成する各地域の個性や特長を生かした多核連
30 携型の都市圏の構築を図り、多様性と包摂性、魅力と国際性を備えた持続可能
31 な都市圏の形成に取り組む。

32

(2) 県土の均衡ある発展を支える「東海岸サンライズベルト構想」の展開

□ 県土の均衡ある発展と持続可能な成長に向けて、本島東海岸地域に、中南部から北部に伸びる新たな基軸となる、もう一つの経済の背骨を形成し、強固な社会経済基盤の構築を図る必要がある。

□ 東海岸地域においては、サンライズを望む地域特性、豊かな歴史・文化資源と自然環境などを生かし、西海岸地域とは異なる魅力や強みを発揮することが重要である。

また、南部を含めたエリアから整備予定の大型 MICE 施設、商業地、沖縄アリーナ、うるま・沖縄地区の中城湾港、名護市マルチメディア館・みらい館など発展の拠点が点在している。

□ 新時代に対応し、新たな価値を創造する「住む、働く、遊ぶ」を満たす快適空間（エリア）の先導地域の実現を目指す「東海岸サンライズベルト構想」を踏まえた施策を展開する。

□ 世界文化遺産群を構成する斎場御嶽、中城城跡、勝連城跡や糸数城跡、玉城城跡をつなぐ東海岸文化ロードなど、地域固有の資源と魅力を生かした持続可能な観光としての文化観光の推進や観光周遊の広域化、ワーケーションの展開を図る。

また、北部圏域を中心に、自然・文化・農業体験等を軸とした滞在型観光等を推進する。

□ 沖縄アリーナや東部海浜開発地区を核としたスポーツコンベンション拠点の形成を図るとともに、北部圏域の豊かな自然環境をはじめ各地域の特性を生かし、スポーツツーリズムを推進する。

□ マリントウン MICE エリアにおいては、XR（仮想空間技術の総称）、センシング技術等の新技術の動向に留意しつつ、次世代のニーズに対応した大型 MICE 施設の整備、スマートシティの形成など、先進性を備えた魅力あるまちづくりを推進し、東海岸地域一帯の賑わいの創出を図る。

□ 沖縄 IT 津梁パークや環金武湾地域、名護市等の情報通信関連産業拠点を生かし、更なる企業の立地促進や新技術実証の展開など、東海岸一帯に連なる IT イノベーション拠点の形成を図る。

□ 中城湾港新港等を中心とする国際物流拠点産業集積地域においては、臨港・臨空型産業の集積など、港湾・空港とつながる産業拠点の形成を図るとともに、東海岸地域の経済基盤となる物流・産業・交流拠点の構築に向けて、中城湾港の物流及び人流機能を強化・拡充したサンライズポートの形成を図る。

- 1 □ 沖縄本島の南北軸を東西に連結するハシゴ道路や南部東道路の整備、中城湾
2 沿岸の産業集積地域等を結ぶ新規幹線道路の整備に向けた取組、公共交通の充
3 実・強化など円滑な交通ネットワークの構築を図る。

4

5 (3) 世界とつながる北部圏域、宮古・八重山圏域の持続可能な発展

- 6 □ 北部圏域においては、OIST を核とした国際的な学術研究、世界から選ばれる
7 持続可能な観光地の形成等に取り組む。

- 8 □ 北部圏域では、県内で最も多くの観光客が訪れる沖縄美ら海水族館に加え、
9 国際旅客船拠点形成港湾に指定された本部港クルーズバースの整備、民間主体
10 の大規模テーマパーク事業計画等が進められており、地域住民の利用はもとよ
11 り、国内外の来訪者等の増大にも対応する多様でシームレスな交通体系の整備
12 ・拡充に取り組む。

- 13 □ 北部圏域及び八重山圏域においては、世界自然遺産登録地にふさわしい人と自
14 然が共生する環境共生型社会の構築を図るとともに、東・東南アジアの自然史科
15 学の拠点となる「国立沖縄自然史博物館」の県内誘致に向けた取組を推進する。

- 16 □ 宮古島、下地島、石垣島は、東京など国内航空路線のみならず、アジアの都市
17 との国際航空路線の就航やクルーズ船の寄港など、那覇を経由せず、世界と直接
18 つながる離島として新たな発展を遂げており、魅力の源泉である自然環境や伝統
19 文化等の保全と次代への継承を要件に、持続可能な発展に取り組む。

- 20 □ 宮古・八重山圏域全体としては、両圏域の自治体で構成される「美ぎ島美し
21 市町村会」の取組等も念頭に、地域間連携を強化し、交通、生活環境基盤、教育
22 ・文化、医療、福祉等の各分野における共通課題の解決を図る。

- 23 □ 広域圏の振興に向けては、多様かつ魅力ある周遊型観光地の形成など、宮古
24 ・八重山が一体となった戦略的な取組を促進し、地域間連携の相乗効果を高め
25 ることによって、持続可能な発展を支える活力ある地域圏の形成を図る。

- 26 □ 北部圏域並びに宮古・八重山圏域における諸課題の解決に向けては、ICT や
27 先進技術・システムを積極的に導入・活用し、遠隔教育、遠隔診療、島しょ型
28 モビリティの導入など、スマートアイランドの実現に向けた取組を推進する。

29

30 (4) 小・中規模離島や過疎地域等における持続可能な地域づくり

- 31 □ 宮古島と石垣島を除く人口1万人未満の「小・中規模離島」や過疎地域の振
32 興に当たっては、定住条件の整備・向上や地域特性に応じた産業振興に取り組
33 み、持続可能な地域社会を形成する必要がある、生活基盤や交通基盤の整備等、

1 する多様な移動手段の安全かつ快適な利用環境の整備・改善、駅やバス停等の
2 乗り継ぎ・待合環境の向上など、各種の取組を推進する。

3 □ シームレスな交通体系の実現に当たっては、公共交通、カーシェアリング、そ
4 の他のモビリティなど、「移動」に関わる手段・サービス等を一体で捉える MaaS
5 の概念と方向性を踏まえ、官民一体でのデータ及び提供サービス等の連携、安心
6 ・快適・円滑な乗り継ぎ等を支えるシステムや運賃体系の構築を推進するととも
7 に、店舗・ホテル等の予約・決済システムとの統合など、中心市街地や観光エリ
8 アなど各地域の商業・観光業等との連携、まちづくりと一体となったサービス環
9 境の構築を促進する。

10 □ 取組の推進に当たっては、AI、IoT、ビッグデータ等の先端技術を活用した
11 道路利用の効率化を図るとともに、自動運転技術等の導入についても、道路空
12 間の構築と合わせた一体的取組を推進する。

13

14 (6) 駐留軍用地跡地利用による県土構造の再編と持続可能な県土づくり

15 □ 県内の米軍施設・区域は、本県の振興を図る上で重要な位置に所在し、県民
16 の良好な生活環境の確保、都市の形成と発展、体系的な道路網等の整備、世界
17 自然遺産登録地にふさわしい自然環境や生物多様性の保全・継承など、社会・
18 経済・環境に多大な影響を及ぼすとともに、県土利用と振興開発における制約
19 となっている。

20 □ 中南部都市圏において返還が予定されている大規模な駐留軍用地跡地は、本
21 県の新たな発展のための貴重な空間であり、当該跡地の有効利用は、県土にお
22 ける広大な駐留軍用地群の存在に起因する都市構造の歪みを是正し、県民の安
23 全・安心と良好な生活環境の回復に向けた県土構造の再編につながる大きなイ
24 ンパクトを有している。

25 □ また、北部圏域における駐留軍用地跡地は、やんばるの豊かな自然環境や景
26 観・風景等を生かした観光拠点、健康・医療・スポーツをテーマとした拠点等
27 としての有効利用を図る。

28 □ 県土全体を俯瞰した最適な土地利用の観点から全駐留軍用地跡地の有効利用
29 を図り、本県の自立的発展や潤いのある豊かな生活環境の創出につながる持続
30 可能な都市を広域的に形成していく。

31 □ 特に中南部都市圏においては、市街地を分断する大規模な駐留軍用地の存在
32 によって歪な都市構造を余儀なくされているところから、当該跡地を活用し、
33 次代につなぐ望ましい交通ネットワークの構築を図る見地から、広域的な幹線
34 道路の整備、鉄軌道を含む新たな公共交通システムの導入等に取り組む。

- 1 □ 一方、既に返還された駐留軍用地の跡地利用では、その用途の大半が大規模商
2 業施設や住宅となっている。これまでと同様の手法で今後の跡地利用を実施した
3 場合、需要の限界、商圈等をめぐる跡地間相互の競合、新たな緑地環境創出への
4 影響など、広大な駐留軍用地跡地及び周辺が有する潜在力を最適かつ最大限に引
5 き出す跡地利用を具現化できないことも懸念される。
- 6 □ 跡地利用を通じた新しいまちづくりは、望ましい緑地環境や公共空間の創出、
7 魅力ある景観の形成、貴重な自然・文化の再生など、次代に引き継ぐ資産形成
8 の意義も有している。今後の駐留軍用地跡地利用の推進に当たっては、長期的
9 視点に立ち、今後及び将来の沖縄の発展の推進力となる魅力・活力の創出と均
10 衡ある県土のグランドデザインを導く「価値創造型のまちづくり」を推進する。
- 11 □ また、産業振興に向けては、近隣アジア諸国・地域の経済の成長を念頭に、
12 アジアのダイナミズムを取り込む臨空・臨港型産業の展開など、国内外の需要
13 ・ニーズに戦略的に対応する産業の創出等を図る。
- 14 □ さらに、多核連携型の国づくりの一翼を担う我が国の拠点として、スマート
15 シティ、スーパーシティ構想の実践など、駐留軍用地跡地利用を機に、先端技
16 術や ICT 等を先駆的に導入・利活用する近未来の都市づくりを展開する。

17

18 3 圏域別展開

19 (1) 北部圏域

20 【主な特性と課題】

- 21 □ 本圏域は1市2町9村で構成され、拠点都市である名護市を中心として、恩納
22 村、金武町以北と伊江島、伊是名島、伊平屋島等の周辺離島で構成されている。
- 23 □ 本圏域面積の約14%、県全体の約6割に相当する面積が米軍施設・区域に供
24 され、その大部分は演習場として利用されている。
- 25 □ 圏域面積は県全体の36.2%を占め、平成27年における圏域人口は12万8,925
26 人で、県全体の9.0%を占めている。また、平成17年の人口と比較すると、名護
27 市以南では人口増加が見られるものの、離島地域をはじめ、国頭村、大宜味村、
28 東村、本部町では人口減少が顕著である。
- 29 □ イタジイを中心とする常緑広葉樹林の自然植生が発達したやんばるの森は、
30 沖縄本島の重要な水源地であるとともに、ノグチゲラ、ヤンバルクイナ等の貴
31 重な動植物が生息・生育している。
- 32 □ 第二尚氏王統発祥地である伊是名島や世界遺産に登録された今帰仁城跡、大
33 宜味村喜如嘉の芭蕉布など、歴史的・文化的に優れた資源を有している。

- 1 □ 美しい自然海岸を有し、沖縄海岸国定公園にも指定されている西海岸地域で
2 は多くのリゾートホテルが建ち並び、本県を代表する観光地を形成している。
- 3 □ 名桜大学や国立高専のほか、世界中から研究者が集う OIST が立地し、地域
4 の振興と科学技術の発展を担う人材育成が図られている。
- 5 □ 名護市は経済金融活性化特別地区に指定されており、マルチメディア館、み
6 らい館、国立高専の周辺に情報通信関連産業の立地が拡大し、AI や IoT の集
7 積やデータセンター等の産業クラスターの形成が期待できる。
- 8 □ 名護市においては、若い世代の郊外への移動等による都市の活力低下が懸念さ
9 れており、名護市以北の地域や離島においては、過疎化と高齢化が進んでいる。
- 10 □ 医師数は増加しているものの、依然として無医地区が存在することや、圏域
11 全体として産科、外科等において医師が不足するなど、地域の実情に応じた定
12 住条件の整備が引き続き求められている。

13

14 【展開の基本方向】

- 15 □ 北部圏域においては、世界自然遺産登録地にふさわしい人と自然が共生する
16 環境共生型社会の構築や国際的な学術研究、世界から選ばれる持続可能な観光
17 地の形成等に取り組む。
- 18 □ 北部振興事業の着実な実施により、生産効率の向上や競争力の強化、雇用機
19 会の創出、医療体制の充実強化、魅力ある生活環境の整備、交通利便性の向上
20 のための基盤整備に取り組む。
- 21 □ 離島・へき地においては、遠隔教育をはじめ、ICT や新技術を活用した教育、
22 医療、福祉の生活環境基盤の充実など定住条件の向上を図る。

23

24 ア やんばるの自然を守る環境共生型社会の構築

- 25 □ 国や北部3村、関係団体と連携して「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び
26 西表島」の世界自然遺産登録を見据え、その適正管理に取り組む。
- 27 □ 世界自然遺産を生かしたエコツーリズムの方向性は自然を生かした発展であ
28 り、エコツーリズムのガイド等を伴う徒歩によるエコツアーの推進や、二酸化
29 炭素を排出しない車両の導入など先行モデル地域としての取組が重要である。
- 30 □ 生物多様性を保全するため、陸域におけるマングース等の外来種の駆除及
31 び侵入・定着の防止、海域におけるサンゴの白化対策、オニヒトデ対策等を
32 推進する。
- 33 □ 干潟・藻場等の海域及び森林、河川、海岸等の陸域については、自然環境
34 の保全・再生・適正利用に取り組む。

1

2 **(2) 中部圏域**3 **【主な特性と課題】**

4 □ 本圏域は沖縄本島中央部に位置する3市3町3村で構成され、都市機能が集
5 積しているほか、圏域内唯一の離島である津堅島や架橋で結ばれた伊計島、浜
6 比嘉島等で構成されている。

7 □ 本圏域では、圏域面積の約4分の1が米軍施設・区域に占められており、市
8 街地を分断する広大な米軍施設・区域の存在により、長期にわたり望ましい都
9 市形成や交通体系の整備、産業基盤の整備など、地域の振興発展を図る上で、
10 大きな制約となっている。

11 □ 圏域面積は県全体の11.6%を占め、平成27年における圏域人口は50万6,027
12 人で、県全体の35.3%を占めている。また、平成17年の人口と比較すると、全
13 市町村で増加しており、特に中城村では23.1%の増加と大幅に伸びている。

14 □ 世界文化遺産群を構成する中城城跡、勝連城跡、座喜味城跡等の重要な文化
15 財を有する。

16 □ 沖縄市を中心に、米軍基地が存在するゆえの様々な問題を抱えつつ、戦後、伝
17 統文化と異文化が融合した独特の「チャンプルー文化」を醸成しており、ミュー
18 ジックタウン音市場等が整備され、伝統文化と異文化が融合・発展した独特の音
19 楽文化を発信している。

20 □ 西海岸地域を中心に各種レクリエーション施設、リゾートホテル等が立地し、
21 都市近郊型のビーチリゾートが形成されている。

22 □ 東海岸地域では、沖縄 IT 津梁パークの整備、産業支援港湾としての中城湾
23 港、スポーツコンベンション拠点の形成等が図られている。

24 □ 東海岸地域においては、市街化調整区域を多く有する市町村における、新た
25 な産業用地や住宅地の確保が課題となっている。

26 □ 大型集客施設の郊外への進出や車社会の進展等に伴い、中心市街地の衰退、
27 慢性的な交通渋滞など様々な問題が生じている。

28 □ うるま市や沖縄市に都市機能が集中する人口増加地域であるため、児童と家
29 族を取り巻く環境の変化や就労形態等を踏まえた多様な保育ニーズへ対応して
30 いくことが求められている。

31

32 **【展開の基本方向】**

33 □ 沖縄本島の中央部に位置している地理的条件を生かし、他圏域が有する都市
34 機能との整合を図り、適切な補完関係の下、本圏域が持つ多様で国際色豊かな

- 1 文化等を活用した高度な都市機能を有する基幹都市圏の形成を図る。
- 2 □ 魅力ある世界水準の都市型オーシャンフロント・リゾート地を形成するとと
3 もに、中南部都市圏を一体の都市として捉え、今後の大規模な駐留軍用地の跡
4 地利用と周辺市街地との一体的な整備を推進する。
- 5 □ 国際物流拠点産業集積地域及び情報通信産業特別地区など経済特区における
6 企業の立地促進や産業支援港湾として中城湾港新港地区の機能強化に取り組む。

7

8 ア 自然環境の保全・再生及びクリーンエネルギーの推進

- 9 □ 本圏域においては、戦後、急速な都市化の進展により、自然環境が徐々に
10 失われていることから、今後の人口動態や大規模な駐留軍用地の返還を見据
11 え、森林、河川、干潟、藻場等の陸域・水辺環境の保全・再生に取り組む。
- 12 □ 生物多様性を保全するため、陸域における外来種の駆除及び侵入・定着の
13 防止、海域におけるサンゴの白化対策、オニヒトデ対策等を推進する。
- 14 □ 都市河川の水質汚濁防止対策として、事業者等への監視指導、生活排水対
15 策等の普及啓発に努める。
- 16 □ 2050年脱炭素社会の実現を見据え、太陽光・風力・バイオマス等の多様な再
17 生可能エネルギーの導入加速化、クリーンかつ安全で低コストのエネルギーで
18 ある天然ガスへの転換、更なる技術開発・実証や基盤整備等を通じて、本県に
19 適したクリーンエネルギーの導入拡大を図る。

20

21 イ 歴史文化の継承・発展及び観光振興

22 ① 歴史文化の継承・発展

- 23 □ 歴史、文化、自然を体験、学習できるよう中城公園の整備をはじめ、世界
24 文化遺産群を構成する中城城跡や勝連城跡の保全や周辺整備を促進し、琉球
25 歴史回廊の形成を図るとともに、各地域に残る文化財の保全や周辺整備を促
26 進する。
- 27 □ ミュージックタウン音市場など本圏域に集積している様々な文化施設等を
28 活用し、沖縄音楽等を発信するとともに、エイサー等の伝統文化や異文化と
29 融合した特有の文化など、有形・無形の多様な文化資源を活用した文化産業
30 の振興を図る。
- 31 □ 三線・琉舞の芸能団体や地域青年会の会員数の減少など伝統文化の担い手
32 の確保が課題であることから、文化資源の継承・発展にも併せて取り組む。
- 33 □ 中高生を中心とした「肝高の阿麻和利」の現代版組踊をはじめ、地域の文
34 化を担う人材や国内外への文化発信を促進する。

- 1 □ 集中豪雨等による浸水被害が近年多発している比謝川など、河川の未整備
2 区間等については、多自然川づくりを基本方針とした整備に取り組むととも
3 に、河川流域全体で水害を軽減させる流域治水に取り組む。

4

5 **② 周辺離島における定住条件の整備及び地域活性化**

- 6 □ 本圏域で唯一、道路や橋で結ばれていない離島である津堅島においては、
7 港湾の整備、効果的な廃棄物処理等の推進、水道水の安定供給、にんじんを
8 はじめとする農産物の生産振興等に取り組む。

- 9 □ 津堅島や架橋で結ばれる伊計島、宮城島、平安座島、浜比嘉島等の島しょ
10 地域においては、農業や水産業と連携したグリーン・ツーリズムやブルー・
11 ツーリズム、生活体験等の体験・滞在型観光を促進する。

- 12 □ ICT を活用した遠隔教育や遠隔医療を推進するとともに、島しょ地域の魅
13 力を生かしたワーケーションや空き家の利活用を促進する。

14

15 **(3) 南部圏域**

16 **【主な特性と課題】**

- 17 □ 本圏域は周辺離島町村を含め5市4町6村で構成され、本島南部の糸満市か
18 ら浦添市まで市街地が連なり、那覇市を中心に高度な都市機能が集積するなど
19 県内外の交流拠点となっている。

- 20 □ 那覇市より南では農村地域が広がり、さらに久米島、栗国島、渡名喜島、南
21 大東島、北大東島、慶良間諸島等の島々を包含し、都市機能集積地域、農村・
22 漁村地域、離島地域という多様な地域構造を有している。

- 23 □ 圏域面積は県全体の16.3%を占め、平成27年における圏域人口は69万2,829
24 人で、県全体の48.3%を占めている。また、平成17年の人口と比較すると、本
25 島南部地区の全市町で増加し、特に豊見城市、南風原町、与那原町、八重瀬町
26 では、10%を超え高い増加率となっているが、離島地域では、北大東村を除い
27 て人口減少が顕著である。

- 28 □ 那覇市近郊にある漫湖は、多くの水鳥等の生息地として重要であることから、
29 ラムサール条約の登録湿地に指定されており、住民が自然に触れあう場として
30 親しまれている。

- 31 □ 本圏域は、先の大戦において日本軍の司令部が置かれ、このため苛烈な戦闘
32 に多くの県民が巻き込まれ犠牲となった地域である。戦争の悲惨さ、平和の尊
33 さを認識し、20万人余の戦没者の霊を慰めることを目的として、沖縄戦跡国定
34 公園が指定されている。

- 1 □ 本県の歴史・文化・経済を代表する本圏域では、空の玄関口である那覇空港、
2 那覇空港自動車道、沖縄都市モノレール等の整備が図られてきた。
- 3 □ 那覇空港第二滑走路が供用開始され、ポストコロナ時代に対応した受入環境
4 整備や臨空・臨港都市機能の高度化が求められる。
- 5 □ 那覇市を中心とする都市地域においては、慢性的な交通渋滞等の都市問題へ
6 の対応、防災等の観点で踏まえたまちづくりが求められている。
- 7 □ 都市近郊地域においては、交通アクセス等の向上に伴い、今後人口増加が見
8 込まれる東海岸地域において良好な住環境が求められている。
- 9 □ 本島南部の糸満市から浦添市まで市街地が連なる人口集積地域であるため、
10 児童と家族を取り巻く様々な環境や就労形態等を踏まえた多様な保育ニーズへ
11 対応していくことが求められている。
- 12 □ 本圏域における、市街化調整区域を多く有する市町村においては、新たな産
13 業用地や住宅地の確保が課題となっている。
- 14 □ 離島地域においては、地域特性を生かした産業振興等の取組が進められてい
15 るが、高齢化や人口減少の進行等により、地域の活力低下が懸念されている。
16 その一方で、座間味村、渡嘉敷村等については、世界有数のダイビングスポッ
17 トとして注目を浴びており、地域資源を生かした産業振興が進められている。

19 【展開の基本方向】

- 20 □ 本県の行政、産業等の機能が集積している特性を生かし、他圏域との機能分
21 担と連携を図りながら、国際的にも特色ある高度な都市機能を有する基幹都市
22 圏の形成を図るとともに、中南部都市圏を一体の都市として捉え、今後の大規
23 模な駐留軍用地の跡地利用と周辺市街地との一体的な整備を推進する。
- 24 □ 本県の玄関口にふさわしい那覇空港、那覇港の人流・物流機能の強化や臨空
25 ・臨港型産業の集積、MICE等の国際交流拠点の形成、首里城の復興、平和の
26 発信等を推進する。
- 27 □ 離島地域においては、健康・保養等をテーマとして人々に潤いを与える独自
28 の空間構築による地域振興を推進するとともに、独特な魅力ある島内交通、島
29 外交通の充実や地域特性を生かした農林水産業の振興等により、定住条件の整
30 備を図る。

31

32 ア 自然環境の保全・再生及びクリーンエネルギーの推進

- 33 □ 本圏域においては、本島南部地域に高度な都市機能が集積しており、自然

- 1 □ 干ばつ被害や台風等の気象災害から農作物被害を防ぐため、農業用水源や
2 防風林等の生産基盤の整備を推進する。
- 3 □ 本圏域の離島における汚水処理施設については、人口動態等の地域の実情
4 に応じた整備に取り組む。

6 (4) 宮古圏域

7 【主な特性と課題】

- 8 □ 本圏域は1市1村で構成され、宮古島、池間島、大神島、来間島、伊良部島、
9 下地島、多良間島及び水納島の有人8離島を有している。
- 10 □ 平成27年1月に県内最長の県道橋となる伊良部大橋が開通したことにより、
11 宮古島、池間島、来間島、伊良部島、下地島の5島が架橋でつながっている。
- 12 □ 圏域面積は県全体の9.9%を占め、平成27年における圏域人口は5万2,380
13 人で、県全体の3.7%を占めている。また、平成17年の人口と比較すると、宮
14 古島市、多良間村ともに減少しており、特に多良間村の減少が大きい。
- 15 □ 人口減少と過疎化、高齢化の進行により、都市活力の低下や伝統文化の衰退
16 等が懸念されている。沖縄本島等への進学や就職を機会とした若年層の流出が
17 進行している。
- 18 □ 独特の平坦な地形からなり、陸域には農用地に囲まれた田園風景や「与那覇
19 ・前浜」等の美しい砂浜、沿岸域では美しいサンゴ礁の海が広がるとともに、
20 池間島の北方には国内最大級のサンゴ礁群である八重干瀬が広がっている。
- 21 □ 国の重要無形民俗文化財に指定されているパーントゥや伝統工芸の宮古上布
22 など固有の文化を有している。
- 23 □ 恵まれた自然環境を生かしたマリンスポーツや各種スポーツイベントが盛ん
24 な地域である。
- 25 □ 宮古島市が県内唯一の環境モデル都市に選定されており、太陽光発電や風力
26 発電など再生可能エネルギーを先駆的に導入している。
- 27 □ 郊外への大型店舗や住宅等の立地に伴う市街地の空洞化、周辺離島等におけ
28 る過疎化と高齢化への対応が求められている。
- 29 □ 大型クルーズ船の寄港や国際航空便の就航、下地島空港の開港等により、外
30 国人観光客が急増し、地域の活性化につながっている一方で、自然環境や住民
31 生活への負荷の増大も懸念されている。環境容量の考えも念頭においた持続可
32 能な観光地づくりや適正利用のルールづくりが必要である。
- 33 □ ワンランク上のリゾートライフをコンセプトとして、国際線やプライベート

1 ジェットも受入れ可能な下地島空港旅客ターミナルをはじめ、来間島や伊良部
2 島でもリゾート開発が進んでいる。伊良部大橋の架橋により、ラグジュアリー
3 な宿泊施設が立地し、富裕層をターゲットとした観光地の形成を推進する。

4

5 **【展開の基本方向】**

6 □ 美ら海を守るエコアイランドの実現に向け、サンゴ礁の広がる美しい海など
7 自然環境の保全や再生可能エネルギーの導入を推進するとともに、伝統文化等
8 の継承を図る。

9 また、エコツーリズムの展開など島の魅力という潜在可能性が発現してきて
10 おり、今後も自然環境と調和した観光振興を展開する。

11 □ 自然環境やスポーツイベント等を生かした持続可能な観光地づくりを推進
12 し、交流人口・関係人口の拡大に取り組むとともに、農林水産業の振興をはじ
13 め、魅力ある地域の資源を生かした地場産業の振興等を図る。

14 □ 本圏域の玄関口となる宮古空港・平良港を中心に人流・物流機能の充実を図
15 るとともに、医療、教育、情報をはじめ生活環境基盤の整備、割高な生活コス
16 トの低減など定住条件の整備を図る。

17

18 **ア 美ら海を守るエコアイランドの実現**

19 □ 宮古島市を中心とする本圏域においては、本県を先導する脱炭素島しょ社
20 会の構築に向けて、太陽光発電や風力発電などクリーンエネルギーの積極的
21 な導入に取り組む。

22 □ 再生可能エネルギーの導入など、環境に配慮した島づくりに力を入れ、島
23 の魅力を世界へ発信していくことが重要である。

24 □ 地下水の保全や全島 EMS (Energy Management System) の実証結果の活
25 用など島しょ地域における持続可能な資源循環型社会の構築に向けて取り組
26 む。

27 □ 雨水、再生水等の水資源の有効利用を推進し、資源循環型社会の形成を図る。

28 □ 島しょ地域である本圏域では、環境負荷に対して脆弱な構造であることか
29 ら、廃棄物の排出抑制や減量化、リサイクル等を推進する。

30 □ 廃棄物の地域内でのリサイクル・適正処理に取り組むとともに、海岸漂着
31 物の発生抑制、回収・処理に継続して取り組む。

32

33 **イ 自然環境等を生かした観光及び文化・交流**

34 **① 自然環境等を生かした観光振興**

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33

(5) 八重山圏域

【主な特性と課題】

- 本圏域は我が国の最南西端に位置し、1市2町で構成され、石垣島、竹富島、西表島、小浜島、黒島、波照間島、与那国島など有人13離島と、2つの無人離島、計15の指定離島のほか、尖閣諸島で構成されている。
- 圏域面積は県全体の26.0%を占め、平成27年における圏域人口は5万3,405人で県全体の3.7%を占めている。また、平成17年の人口と比較すると、石垣市が5.3%、与那国町が2.6%増加しているが、竹富町は1.6%減となっている。
- 本圏域は、豊かなサンゴ礁生態系を有する石西礁湖が国立公園に指定されているほか、県内最高峰の於茂登岳や豊かな自然を有する西表島、ラムサール条約の指定地である名蔵湾など、多様性に富んだ優れた自然環境を有している。
- 古来より「詩の国、歌の島、踊りの里」と呼ばれ、多種多様な民俗芸能が伝承されるなど、独特の歴史的・文化的環境を有する多様性に富んだ地域である。
- 八重山上布・ミンサーや与那国織等の工芸、各島の唄や踊りに代表される伝統芸能など独特の伝統文化が生まれ、豊かな自然環境や魅力的な歴史的・文化的特性を有する本県の代表的な観光地の一つとなっている。
- 中国や台湾と近接する与那国町や石垣市の尖閣諸島をはじめ、竹富町の波照間島など、我が国の国土及び海洋権益保全の観点から極めて重要な面的広がりを持っている。
- 人口、産業及び都市機能が集中する石垣市は、圏域の拠点として、圏域の島々を空路又は海路で結ぶ交通ネットワークの中心となっている。
- 大型クルーズ船の寄港や国際航空便の就航等により、外国人観光客が急増し、地域の活性化につながっている一方で、自然環境や住民生活への負荷の増大も懸念されている。環境容量の考えも念頭においた持続可能な観光地づくりや適正利用のルールづくりが必要である。
- 多くの有人離島を有していることから、住民生活に必要な路線の確保、維持及び改善に努めるとともに、割高な交通・生活コストの低減など、総合的な離島振興を図る必要がある。
- 本圏域の交通拠点となる石垣市において、新石垣空港へのアクセス道路の整備などシームレスな交通体系の構築や石垣空港跡地における新たなまちづくりの検討等が求められている。
- 沖縄本島等への進学や就職を機会とした若年層の流出、離島地域での過疎化

- 1 と高齢化への対応等が求められている。
- 2 □ 国際的な観光地を形成するとともに、海洋環境との共生と持続可能な観光を
3 要件とするエコツーリズムや海洋ツーリズムの確立、貴重な自然環境・生態系
4 をフィールドにした国際協力、海洋環境保全への取組等が求められている。
- 5 □ また、健康・長寿のイメージが強い本県において、台湾等に特に近い地域特
6 性を生かし、塩やブランド牛など島の特産品の販路をアジア地域へと拡大させ
7 ていくことが期待される。

8

9 **【展開の基本方向】**

- 10 □ サンゴ礁の広がる美しい海、貴重な原生林・マングローブ等の多様性に富ん
11 だ豊かな自然環境の保全や再生可能エネルギーの導入を推進するとともに、伝
12 統文化等の継承を図る。
- 13 □ 自然環境や伝統文化等を生かした持続可能な観光地づくりを推進し、交流人
14 口・関係人口の拡大に取り組むとともに、農林水産業の振興をはじめ、魅力あ
15 る地域の資源を生かした地場産業の振興等を図る。
- 16 □ 本圏域の拠点となる新石垣空港や石垣港を中心とした人流・物流機能の充実
17 や周辺離島との交通利便性の向上に取り組むとともに、医療、教育、情報をは
18 じめ生活環境基盤の整備、割高な生活コストの低減など定住条件の整備を図る。

19

20 **ア 八重の自然を守る環境共生型社会の構築**

- 21 □ 世界自然遺産登録を見据えた西表島においては、地域との連携による自然
22 遺産管理や持続可能な観光地マネジメントなど環境保全と持続的な利活用の
23 両立を図る取組を推進する。
- 24 □ 生物多様性を保全するため、陸域における外来種の駆除及び侵入・定着の
25 防止、海域におけるサンゴ白化対策、オニヒトデ対策等を推進する。
- 26 □ 本圏域における赤土等流出量は県全体の4分の1を占めており、特に農地
27 からの流出が95%を占めていることから、農地を重点的に総合的な対策を推
28 進する。
- 29 □ 2050年脱炭素社会の実現を見据え、太陽光発電、風力発電、バイオマス等
30 の再生可能エネルギーの導入を推進するとともに、小規模離島におけるス
31 マートコミュニティモデルを普及展開する。
- 32 □ 雨水、再生水等の水資源の有効利用を推進し、資源循環型社会の形成を図る。
- 33 □ 島しょ地域である本圏域では、環境負荷に対して脆弱な構造を有している
34 ことから、廃棄物の排出抑制や減量化、リサイクル、適正処理に取り組むと